

火薬類取締法に関する事務に係る標準処理期間

(制 定 平成29年3月31日発消予第111号)

(趣旨)

第1条 この通達は、行政手続法第6条の規定に基づき、火薬類取締法（以下「法」という。）及び火薬類取締法施行規則（以下「省令」という。）に関する事務に係る標準処理期間を定めるものとする。

(標準処理期間)

第2条 法及び省令に関する事務に係る標準処理期間は、別表に掲げる期間とする。

附 則

この通達は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

許 認 可 等 の 種 類	根 拠 条 文	標 準 処 理 期 間
製 造 営 業 の 許 可	法 第 3 条	60日
販 売 営 業 の 許 可	法 第 5 条	40日
製 造 施 設 等 の 変 更 の 許 可	法 第 10条第1項	20日
火薬庫の設置、移転又は変更の許可	法 第 12条第1項	50日
火薬庫の所有又は占有の免除の許可	法 第 13条	30日
製造施設又は火薬庫の設置等の完成検査	法第15条第1項及び第2項	30日
譲 渡 又 は 譲 受 の 許 可	法 第 17条第1項	40日
譲渡許可証又は譲受許可証の書換え	法 第 17条第7項	20日
譲渡許可証又は譲受許可証の再交付	法 第 17条第8項	20日
消 費 の 許 可	法 第 25条第1項	50日
廃 棄 の 許 可	法 第 27条第1項	20日
危害予防規程の制定又は変更の認可	法 第 28条第1項	20日
保安教育計画の制定又は変更の認可	法 第 29条第1項	20日
多量の火薬類を消費する者等の保安教育計画の制定又は変更の認可	法 29条第5項	20日
製造施設又は火薬庫の保安検査	法 第 35条第1項	30日
庫 外 貯 蔵 場 所 の 指 示	省 令 第 15条第1項	50日
譲渡許可証又は譲受許可証の増補	省 令 第 38条第1項	20日
保安教育計画を定める者の指定の取消し	省 令 第 67条の7第4項	20日

備考1 次に掲げる日及び期間は、標準処理期間には含まないものとする。

- (1) 京都市の休日等を定める条例第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日
- (2) 書類の補正に要する日

2 製造施設及び火薬庫の完成検査及び保安検査については、申請があった日から検査を行う日の前日までの期間は、標準処理期間には含まないものとする。